

## 白山市ペット火葬場等の設置等に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この告示は、生活環境への配慮及び公衆衛生保全の見地から、ペット火葬場等の設置及び維持管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、近隣住民等の良好な生活環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 犬、猫その他人に飼育されていた動物をいう。
- (2) 火葬施設 ペットの死骸の焼却設備を有する施設をいう。
- (3) 移動火葬車 ペットの死骸を焼却する設備を搭載した自動車をいう。
- (4) 埋葬等施設 ペットの死骸を埋葬する設備又はペットの焼骨を埋蔵、納骨若しくは散骨する設備を有する施設をいう。
- (5) ペット火葬場等 火葬施設、移動火葬車又は埋葬等施設をいう。
- (6) ペット火葬場等の設置等 市内にペット火葬場等を新築（既存の建築物をペット火葬場等に改修することを含む。）し、改築し、若しくは増築し、又はペット火葬場等の設備を変更することをいう。ただし、ペット火葬場等若しくはその設備の縮小又は事務室の面積、位置の変更等ペット火葬場等の機能に直接かかわらないものを除く。
- (7) 事業者 ペット火葬場等の設置等をしようとする者又は市内で移動火葬車を用いてペットの死骸の焼却を行おうとする者をいう。
- (8) 近隣住民等 ペット火葬場等の敷地境界線から200メートルの水平距離の範囲内に居住する者、当該範囲内に土地又は建築物を所有する者（地上権、使用貸借又は賃貸借による権利を有する者を含む。）及び当該範囲内に区域を有する町内会の会長をいう。

### (事業者の責務)

第3条 事業者は、ペット火葬場等の設置等に当たっては、地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないように努めなければならない。

2 事業者は、地域の生活環境を悪化させ、又は近隣住民等から苦情があったときは、誠意をもって解決に努めなければならない。

(ペット火葬場等の整備基準)

第4条 事業者は、ペット火葬場等の設置等に係る計画（以下「計画」という。）を策定するに当たっては、別表に規定する整備基準に適合するよう努めなければならない。

2 事業者は、移動火葬車を使用するに当たっては、別表に定める焼却炉の構造等、法令等の遵守及び施設の管理等の基準に適合するよう努めなければならない。

(標識の設置等)

第5条 事業者は、ペット火葬場等の設置等をしようとするときは、近隣住民に対し計画を周知するため、当該ペット火葬場等の敷地の見やすい場所に、計画の概要を記載した標識（様式第1号。以下「標識」という。）を設置するものとする。

2 標識の設置期間は、ペット火葬場等の設置等のために建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に基づく手続を行おうとする日（2以上の手続を行う必要がある場合は、最初の手続を行おうとする日）又は工事の着手予定日のいずれか早い日の少なくとも60日前から工事が完了した日までの間とする。

3 事業者は、標識を設置したときは、標識を設置した日から起算して5日以内に、その旨をペット火葬場等計画標識設置届（様式第2号）により市長に提出するものとする。

(計画の説明等)

第6条 事業者は、ペット火葬場等の設置等をしようとするときは、標識を設置した日から起算して15日以内に、次に掲げる事項について説明会等の方法により近隣住民に説明をするものとする。

- (1) 事業者に関する事項
- (2) 敷地の所在地、形態及び規模並びに敷地内におけるペット火葬場等の位置
- (3) 施設及び設備の概要並びにこれらの設計者
- (4) 工事に係る工期及び施工者

- (5) ペット火葬場等の事業内容及び開設時期
- (6) 近隣住民等に及ぼす影響及びその対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ペット火葬場等の計画に関する事項

2 事業者は、前項の規定により行った説明会等の内容について、ペット火葬場等計画説明報告書（様式第3号）により、速やかに市長に報告するものとする。

第7条 事業者は、移動火葬車を用いてペットの死骸の焼却を行おうとするときは、移動先の近隣住民等に対し、事前に周知するとともに、近隣住民等からの問合せ、要望等に対しては、誠意をもって対応するものとする。

（計画の変更等）

第8条 事業者は、計画について近隣住民等に説明した内容を変更しようとするときは、速やかに標識の記載事項を変更して近隣住民等に周知し、ペット火葬場等計画標識設置変更届（様式第4号）を市長に提出するとともに、第6条の規定による近隣住民等への説明を再度行うものとする。

2 前項の規定による変更をしたときは、記載事項を変更した標識を少なくとも15日以上掲示しなければならない。

（工事完了の届出）

第9条 事業者は、ペット火葬場等の設置等に関する工事が完了したときは、工事完了届（様式第5号）を速やかに市長に提出するものとする。

（報告、調査等）

第10条 事業者、第6条第3号の設計者及び同条第4号の施工者は、この告示の施行に必要な範囲において市長から報告を求められ、又は調査への協力を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

（承継の届出）

第11条 事業者からペット火葬場等の所有権を譲り受けた者は、その事実を証する書類を添えて、当該譲り受けた日から起算して15日以内に市長に届け出るものとする。

（適用除外）

第12条 次に掲げる場合は、この告示の規定は、適用しない。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定

により許可を受けた墓地又は納骨堂を埋葬等施設とする場合

(2) 墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により許可を受けた火葬場を火葬施設とする場合

(勧告)

第13条 市長は、この告示に定める事項を事業者が履行しないときは、この告示の目的を達成するため、必要な措置を事業者に勧告することができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

整備基準

#### 1 共通

(1) 管理棟等の建築物に設ける開口部、換気設備の排気口等は、隣地に対して臭気その他衛生上の支障を及ぼさない位置に設けること。

(2) 次の法令に適合していること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）

#### 2 火葬施設

(1) 焼却設備の設置場所等

ア 建築物内に設置すること。

イ 外部から容易に焼却の作業が見通せない措置を施すこと。

ウ ペットの死骸は、腐敗して悪臭が発生しないように、密閉できる容器に収納し冷暗所又は冷蔵庫に保管すること。

(2) 焼却炉の構造等

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7に規定する基準に適合すること。

イ 臭気対策としての二次燃焼室を設けること。

ウ 集じん装置を設けること。

エ 排ガス測定のための採取口を設けること。

(3) 法令等の遵守

ア 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定に基づく規制基準に適合すること。

イ 白山市環境基本条例（平成17年白山市条例第145号）の規定に適合すること。

(4) 施設の管理等

ア 火葬施設内の臭気について脱臭対策を講じること。

イ ばいじんと臭気指数の測定を定期的を実施すること。

3 埋葬施設等

(1) 動物の死骸を土中に葬る施設の設置でないこと。

(2) 敷地境界に接している土地（道路等を含む。）から墓石等が見通せない高さの樹木等を設けること。

様式第1号（第5条関係）

ペット火葬場等のお知らせ					
施設の名 称					
施設の所在地					
種 別	新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 変更 ( )				
施設の概要	事業区域面積			m <sup>2</sup>	
	火葬設備	焼却炉数		基	
	埋葬設備	埋 葬 数			
	納骨設備	納 骨 数			
建築物の概要	敷地面積	m <sup>2</sup>		建築面積	m <sup>2</sup>
	延べ面積	m <sup>2</sup>		建築物用途	
	階 数	地上 地下	階 階	高 さ	m
	構 造			基礎工法	
着工予定	年 月 日		開設予定	年 月 日	
完成予定	年 月 日				
事業者	住 所				
	氏 名 電話番号				
施工者	住 所				
	氏 名 電話番号				
標識設置 年 月 日					
<p>○ 白山市ペット火葬場等の設置等に関する指導要綱第5条第1項の規定に基づき、計画の概要を記載した標識を設置します。</p> <p>○ 上記計画についての問い合わせ先            (連絡先) (担当者) (電話)</p>					

この標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とする。

添付書類：標識の近景写真（標識の文字が読めるもの）

様式第2号（第5条関係）

(表)					
ペット火葬場等計画標識設置届					
年 月 日					
(宛先) 白山市長					
事業者 住 所 氏 名 電話番号 (法人にあつては、その事務所の所在地、 名称、代表者氏名)					
白山市ペット火葬場等の設置等に関する指導要綱第5条第1項の規定に基づき、標識を設置したので、同条第3項の規定により届け出ます。					
施設の名称					
設計者	住 所 氏 名 電話番号				
施工者	住 所 氏 名 電話番号				
施設の所在地					
用途地域					
標識設置日		年 月 日			
種 別		新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 変更 ( )			
施設の概要	事業区域	m <sup>2</sup>			
	火葬設備	焼却炉	基	処理能力	kg/h
	埋葬設備	面積	m <sup>2</sup>	埋葬数	
	納骨設備	面積	m <sup>2</sup>	納骨数	
建築物の概要	敷地面積			建築面積	m <sup>2</sup>
	延べ面積			構造	
	階 数	地上	階・地下	階	高さ
工期等	着工予定			基礎工法	
	完了予定			開設予定	

添付書類：事業計画図

(裏)

<p>案内図</p>          <p>付近の公共施設等、目標を必ず記入してください。</p>	<p>標識設置位置図</p>          
<p>標識設置状況（遠景及び近景の写真ののりづけすること。貼りきれない場合は、設置箇所ごとに別紙に貼ってください。また、近景の写真は、標識の文字が読める程度のものとしてください。）</p>	
<p>説明会開催予定日時</p>	<p>年 月 日 時 分 から 時 分 まで</p>
<p>説明会開催予定場所</p>	
<p>建築確認先の申請先</p>	<p>1 白山市 2 指定確認検査機関（名称 ）</p>
<p>備 考</p>	



様式第3号（第6条関係）

ペット火葬場等計画説明報告書  年 月 日  （宛先）白山市長  事業者 住 所 氏 名 電話番号 （法人にあつては、その事務所の所在地、 名称、代表者氏名）						
施設の名称					施設 種別	火葬 ・ 埋葬 ・ 納骨
施設の所在地						
対象世帯数					内訳等	
説 明 会 等	方法	日 時	場 所	説明者	説 明 世 帯 数	住民からの意見・要望等
住民からの意見・ 要望への対応						

添付書類：説明会等で配布した資料等

様式第4号（第8条関係）

ペット火葬場等計画標識設置変更届

年 月 日

(宛先) 白山市長

事業者 住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その事務所の所在地、  
名称、代表者氏名)

白山市ペット火葬場等の設置等に関する指導要綱第5条第1項の規定に  
基づき設置した標識を変更したので、第8条の規定により届け出ます。

施設 の 名 称			
施設 の 所 在 地			
標 識 設 置 日		年	月 日
標 識 変 更 日		年	月 日
変 更 理 由			
変 更 内 容	項 目	変 更 前	変 更 後

添付書類：変更後の標識の近景写真（標識の文字が読めるもの）及び  
変更内容のわかる図面等

様式第5号（第9条関係）

<p>工 事 完 了 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 白山市長</p> <p style="text-align: right;">事業者 住 所 氏 名 電話番号 (法人にあっては、その事務所の所在地、 名称、代表者氏名)</p> <p>ペット火葬場等の設置等に関する工事が完了したので、白山市ペット火葬場等の設置等に関する指導要綱第9条の規定により届け出ます。</p>	
施 設 の 名 称	
工 事 場 所	
施 設 種 別 等	火葬施設 ・ 埋葬施設 ・ 納骨堂
	新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 変更 ( )
工 事 完 了 日	年 月 日
工 事 施 工 者	住 所 氏 名 電話番号
現 場 責 任 者	住 所 氏 名 電話番号
担 当 者	部 署 等 氏 名 電話番号

添付書類：竣工図、現場写真、その他市が必要とする書類